

武蔵野銀行と 包括的連携協定を締結

連携協定締結式

武蔵野銀行・鶴ヶ島市



写真左から 武蔵野銀行加藤喜久雄頭取、
藤縄市長

12月24日、武蔵野銀行と地域・暮らしの安心・安全、商工業の振興など11分野にわたる連携協定を締結しました。この協定を契機に、さらなる「市民サービスの向上」と「地域の活性化」に取り組んでいきます。

問合先 秘書政策課政策担当

鶴ヶ島保育所
保護者の就労や疾病などにより家庭での保育が困難な時に、普段保育所を利用していない児童を一時的に鶴ヶ島保育所で預かります。

①非定型的保育 保護者の就労や職業訓練または就学などで、継続的な保育が困難となる児童を週3日を限度とし、曜日を確定して毎週預かります。2月17日(火)9時から申込順で受付を行います。なお、申込みには主に児童を養育している方の就労証

明書などが必要です。

②緊急保育 保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭などで、家庭での保育が困難となる児童を月15日を限度として預かります。利用される日の前月1日から随時受付します。(4月から利用希望の場合、3月2日(月)9時から)

※緊急保育の場合は、利用日が決まっている方からの受付になります。

申込先 こども支援課保育担当

鶴ヶ島保育所・民間保育園で お子さんを一時的に預かります

問合先 こども支援課保育担当

鶴ヶ島保育所

対象	定員	実施日時	保育料
1歳～就学前 (1歳の誕生日の翌日から。 ただし離乳食が完了していること)	10人(①と②を合わせて)	月～金曜日 8時30分～17時	1日利用 1・2歳児2000円 3～5歳児1800円(食事代を含む) 時間利用 1時間500円(別途食事代200円)

民間保育園

民間保育園などでも一時預かりを実施しています。各施設により利用目的、対象年齢、実施時間、保育料、申込方法に違いがありますので、詳細は直接各施設へお問い合わせください。

民間保育園

実施施設	対象	実施日時	保育料
笹久保さくら保育園 (☎049-272-3211)	1歳～就学前 (利用年度の4月1日時点で1歳児以上)	月～土曜日 8時30分～16時30分	1日利用 1、2歳児2000円 3～5歳児1800円 (食事代・おやつ代含む) 時間利用 1時間500円(別途食事代200円、おやつ代100円)
第二はちの巣保育園 (☎049-286-1110)		月～金曜日 8時30分～16時30分	
かこのこ保育園 (☎049-279-0505)	1歳～就学前 (1歳の誕生日の翌日から)	月～金曜日 8時30分～17時	1日利用 (4月1日時点の年齢) 0歳児2500円 1、2歳児2000円 3～5歳児1800円 時間利用 1時間500円(別途食事代200円、おやつ代100円)
わかば保育 ステーション (☎049-271-6001)	0歳6か月～ 就学前	月～土曜日 8時30分～16時30分 時間外 月～金曜日 ①8時00分～8時30分 ②16時30分～17時30分	1日利用 0歳児2500円 1、2歳児2000円 3～5歳児1800円 (食事代・おやつ代含む) 時間利用 1時間500円から (別途食事代200円、おやつ代100円)※時間外は別途料金

「鶴ヶ島市企業立地による雇用等の促進に関する条例」を制定しました

市では、企業の立地を促進し、市民の雇用機会の拡大や定住の促進を図ることを目的として「鶴ヶ島市企業立地による雇用等の促進に関する条例」を制定しました。

平成27年1月1日から、市内で一定の規模を超える事業所の新設などを行う企業が市民を雇用した場合などに、奨励制度の対象となります。また、その企業の従業員の方が市内で持家を取得した場合も奨励制度の対象となります。詳細はお問い合わせください。

問合先 企業立地推進室

平成26年度鶴ヶ島市表彰式



1月6日、平成26年度鶴ヶ島市表彰式において、市勢発展に貢献された方々へ、表彰状の贈呈を行いました。

※順不同敬称略

【市表彰】

自治功労

中嶋 節さん（鶴ヶ丘）
川鍋 隆平さん（藤金）
金泉 婦貴子さん（松ヶ丘）
長谷川 清さん（富士見）

社会福祉功労

水田 英夫さん（三ツ木）
岸田 喜好さん（五味ヶ谷）
松本 たかねさん（脚折）
吉野 和子さん（脚折町）
小澤 千恵子さん（藤金）
石澤 優子さん（藤金）

保健衛生功労

小栗 ふさ江さん（三ツ木）
根岸 美代子さん（松ヶ丘）

教育・文化・スポーツ功労

佐藤 真太郎さん（東松山市）

浅見 邦男さん（川越市）

善行功労

森田グループ

【つるの里奨励賞】

山北 眞緒さん（鶴ヶ丘）
山北 奈緒さん（鶴ヶ丘）
内野 陽太さん（南町）
万木 優空さん（新町）
荻野 和豊さん（富士見）
近藤 拓人さん（上広谷）
山田 和花さん（五味ヶ谷）
加藤 翔さん（藤金）
吉原 正明さん（脚折町）
高崎 亮太さん（柳戸町）
古谷 秀斗さん（羽折町）
吉澤 ひまりさん（三ツ木）
栗原 悠宇さん（藤金）
岸田 留佳さん（上広谷）
藤原 海帆さん（新町）

工藤 来輝さん（南町）
武居 知暉さん（脚折）
岩井 絵里さん（脚折）
高荷 智貴さん（藤金）
田波 里緒子さん（上広谷）
子安 愛美さん（五味ヶ谷）
山崎 晃裕さん（高倉）
後口 洋史さん（上広谷）
矢島 千代子さん（川越市）
野田 彩華さん（新町）
堀 綾那さん（新町）
工藤 若菜さん（新町）
小松 里香さん（新町）
安立 茉央さん（新町）
金島 碧さん（町屋）
武藤 香さん（藤金）
高橋 英一さん（脚折）
長久保剣友会
mellowコール

◆テレビやラジオ、インターネットによる人的被害、歩行中の転倒や自動車のスリップ事故などが考えられます。

雪による事故やけがの防止

雪による人的被害、歩行中の転倒や自動車のスリップ事故などが考えられます。
◆スコップなどの除雪用具を事前に準備しておきましょう。
◆テラスやカーポートなどの雪下ろしを定期的に行い、被害が大きくなるのを防ぎましょう。

建物の雪害対策

雪の重みで建物の倒壊や一部が破損する恐れがあり、落下物でけがをすることも考えられます。
◆テラスやカーポートなどは、雪の重みによる倒壊を避けるため、補助棒で支えるなどして、耐雪化に取り組みましょう。

建物の雪害対策

雪の重みで建物の倒壊や一部が破損する恐れがあり、落下物でけがをすることも考えられます。
◆テラスやカーポートなどは、雪の重みによる倒壊を避けるため、補助棒で支えるなどして、耐雪化に取り組みましょう。

大雪に備えましょう

鶴ヶ島市議会議員一般選挙立候補予定者説明会

立候補予定者および候補者を推薦しようとする方は、出席してください。（会場の都合により、1候補者3人以内でお願いします）

日時 3月7日（土）
9時30分～

場所 市役所5階
504会議室

問合先 選挙管理委員会

日ごろからの準備を

雪に備えて、懐中電灯やラジオ、食料、飲料水などの準備をしておきましょう。地震やその他の災害にも有効です。

自宅周辺や道路の雪かきにご協力をお願いします。

問合先 安心安全推進課防災担当

権利の侵害抑止、防止のため 本人通知制度をご活用ください

市では、昨年11月1日に「鶴ヶ島市住民票の写し等の第三者による不正取得に係る本人通知に関する要綱」を制定しました。これにより第三者による明らかな不正取得が判明した場合は、その交付の事実をご本人に通知をします。しかし、この制度は事件など不正取得が明らかな場合に限られます。

「本人通知制度」は、事前に登録することで、登録した方の住民票の写し（本籍地記載）、戸籍の証明などを、代理人や第三者に交付したことを登録者本人にお知らせをする制度です。住民票の写しなどが第三者に交付されたことを早期に知ることができ、不正請求や不正取得による個人の権利の侵害抑止、防止に役立ちます。

また、本人通知制度が周知されることで、委任状の偽造や不必要な身元調査などの未然防止につながります。

一度登録すれば終了期限はありません。ただし、住所・氏名・本籍などに変更があった場合

は、登録事項の変更手续をお願いします。

受付場所 市民課、若葉駅前出張所

登録できる方 市に住民登録または本籍のある方（住民票の除票や除籍などのある方を含みます）

登録に必要なもの ①申請書（ホームページからダウンロードできます）②本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など）

法定代理人が行う場合

①・②および法定代理人であることを証する書類（戸籍謄本など）

代理人が行う場合

①・②および委任状

通知対象となる証明書

●住民票（除票を含む）の写し（本籍が記載されたものに限り）

●住民票記載事項証明書（本籍が記載されたものに限り）

●戸籍附票（除附票を含む）の写し

●戸籍（除籍を含む）謄抄本
●戸籍記載事項証明書

通知内容 交付年月日、交付した証明書の種類、通数、請求者の種別（代理人または第三者の別）。※証明書を取得した個人の情報は通知されません。

第三者へ住民票の写しなどを交付したことに関する申請内容については、鶴ヶ島市個人情報保護条例の規定に基づき、本人は開示請求をすることができず。ただし、同条例第17条の各号に該当することにより、開示できない情報が含まれることがあります。

問合先 市民課戸籍担当

就学費用などを援助します

小・中学校へ通う子どものいる家庭で、経済的な理由で就学困難な場合に、学用品費、学校給食費、修学旅行費などを援助します。

平成27年度の援助を希望される方は、3月31日（火）までに申請してください。4月以降も随時申請を受け付けますが、認定された場合、援助の対象となるのは、申請月の翌月からになります。この制度は毎年度申請が必要ですので、引き続き希望する方も必ず申請してください。また、税の申告のない方は認定できません。申請される方は、税の申告をしてください。

対象 ①生活保護法に基づく保護が停止または廃止された家庭②児童扶養手当を受けている家庭③収入が少なく所得が市の認定基準以下の家庭
※このほかにも対象となる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

申請書類 ①就学援助申請書（学校教育課で配付）②世帯で働いている方全員分の所得（平成26年1月から12月）がわかる書類（源泉徴収票、確定申告書控え、市県民税申告書控え）の写しなど。

問合先 学校教育課学務担当

出産育児一時金の額が変わります

平成27年1月から国民健康保険被保険者の出産に対して支給される出産育児一時金の額が変わりました。平成27年1月1日以降の出産については、これまでの額から1万4000円引き上げられ、40万4000円（産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、さらに1万6000円を加算した42万円）となります。

また、出産育児一時金は、被

保険者（出産者）が分娩機関へ直接払いの利用を申し出ることに、窓口で支払う出産費用が出産育児一時金を差し引いた額になります。被保険者の方は国民健康保険へ申請する必要があります。ただし、出産費用が出産育児一時金の額を超えない場合は、差額分の支給申請が必要となります。

出産育児一時金等支給額

平成27年1月1日以降の出産／40万4000円（加算額1万6000円がある場合は42万円）
平成26年12月31日までの出産／39万円（加算額3万円がある場合は、42万円）

※産科医療補償制度の加入状況など詳細については、直接分娩機関に確認してください。

問合先 保険年金課国民健康保険担当

